



海と  
生きる

# けせんぬま 復興ニュース

第136号 (平成30年3月15日発行)

【発行】  
気仙沼市秘書広報課  
〒988-8501  
宮城県気仙沼市八日町一丁目1-1  
TEL: 0226-22-6600 内線 207・208  
FAX: 0226-24-3566  
E-mail: hishokoho@kesenuma.miyagi.jp

## 防災集団移転促進事業で住宅再建された方

### ✓ 新たな実費補助制度が始まります

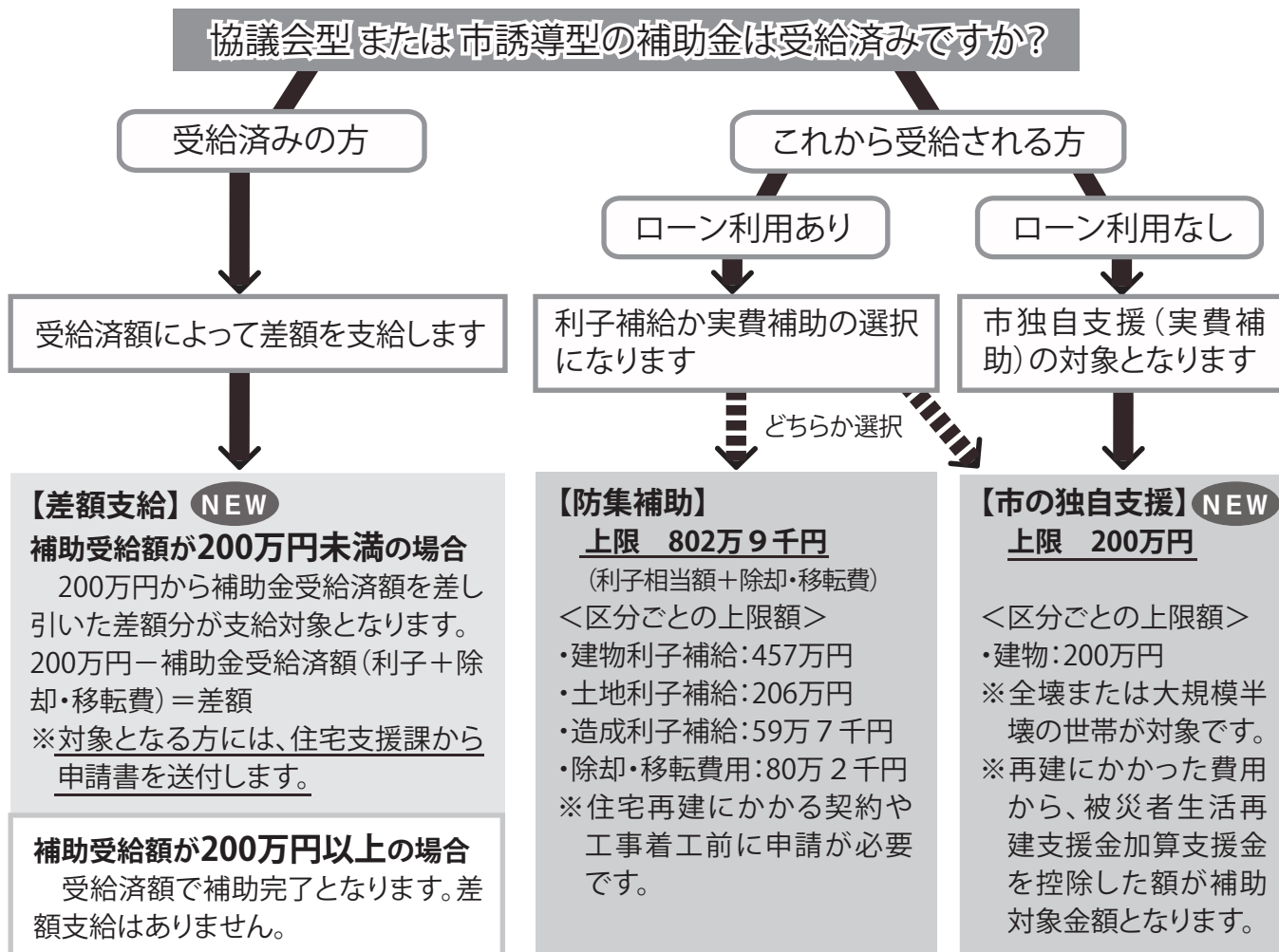
■ 問い合わせ先 / 住宅支援課  
☎ 22-6600 内線593・589

市では、防災集団移転促進事業により住宅再建する方への支援のため、利子補給による補助事業を実施していますが、新たに実費補助制度を追加しました。

借入れをせずに再建された方、借入れの利子が少額な方が対象となります。

- 申込受付開始日 / 3月22日(木)から
- 申請窓口 / 住宅支援課 場所: 市役所東分庁舎(市役所東側プレハブ)
- 必要書類 / 申請書、契約書の写し、被災住宅・移転住宅の登記事項証明書などが必要です。詳しくは、申請窓口までお問い合わせください。

### <申請フローチャート>



NEW が追加した実費補助制度となります。



## ✓ 震災による固定資産税などの減免割合を変更します

■問い合わせ先／税務課  
☎ 22-6600 内線 245・246・247・248

市は、津波浸水区域に所在する土地・家屋に対する固定資産税および都市計画税について、特に被災の程度が大きい災害危険区域や震災復興事業が継続している区域の土地や家屋のうち、課税することが適当でないと判断したものについて減免措置を行っています。

このたび、減免措置を行ってきた区域において一定程度の復旧・復興が進んでいることから、平成30年度より以下のとおり対象区域や対象資産などの見直しを行います。

	区 域	平成29年度	平成30年度
土地	災害危険区域 復興事業施工区域 土地区画整理事業(鹿折、南気仙沼、魚町・南町) 水産加工施設等集積事業(鹿折、南気仙沼) 低地ゾーン整備事業(鹿折、南気仙沼) 圃場整備事業(最知、大谷、田の沢、岩井崎・杉の下地区)	全額減免	全額減免 (変更なし)
	災害危険区域外(上記の復興事業施工区域を除く)	2分の1減免	減免廃止
家屋	災害危険区域	2分の1減免	2分の1減免 (変更なし)

### ■注意点

- ・震災による減免は、手続きの必要はありません。
- ・上記の震災による減免のほかに、地方税法による被災特例、復興特区法による課税免除などの各軽減措置が適用されている場合があります。詳しくは、市税務課までお問い合わせください。
- ・平成30年度の固定資産税・都市計画税の納税通知は、5月に発送予定です。震災による減免措置の内容は、発送される固定資産税・都市計画税納税通知書および課税明細書をご確認ください。

## 国民健康保険の医療費一部負担金 介護保険サービス利用者負担額の

## ✓ 免除を継続します

■問い合わせ先／☎22-6600  
・保険課 内線 376・377・389  
・高齢介護課 内線 406・407・479

市では、震災による被災者の医療費一部負担金および介護保険サービス利用者負担額の免除を行っていますが、本年4月以降も継続して実施します。

### ■実施期間／本年4月1日から来年3月31日まで(1年間)

有効期限が4月1日から7月31日までの免除証明書は、3月末に郵送します。8月以降は、平成30年度の課税状況により再判定し、7月末までに該当する方にお届けします。

なお、市民税が未申告の世帯は判定されませんので必ず税申告を行ってください(確定申告や年末調整ですでに申告済みの方を除く)。

■免除証明書は必ず提示を／医療機関を受診される際は、必ず窓口で免除証明書を提示してください。提示せずに受診した場合、緊急・その他やむを得ない場合を除き還付できません。また、介護サービスをご利用の際は、サービス事業者に免除証明書を提示してください。

■新規申請について／平成26年度以降一度も認定を受けた事がない方については、市役所及び総合支所の窓口にて新規申請の手続きが必要となります。免除の対象要件など、詳しくはお問い合わせください。



## 鹿折・南気仙沼地区

# ✓ 土地区画整理事業区域内で 土地をお探しの皆さまへ

■問い合わせ先／都市計画課  
☎ 22-6600 内線554

～復興まちづくり事業者等エントリー制度のご案内～

市では、土地区画整理事業区域内の市街化促進を図るため、「復興まちづくり事業者等エントリー制度」を取り入れています。この制度は、鹿折地区および南気仙沼地区土地区画整理事業区域内で、土地所有者の方々が賃貸または売却を希望する土地を登録し、両地区内で土地を借りたい方、買いたい方へ紹介する制度です。

両地区内に土地をお探しの事業者や個人の方は、下図の登録用地からご検討ください。用地引き合わせを希望される方は、申請が必要となります。申請様式は、下記申し込み先で備えつけているほか、下記団体ホームページからダウンロードできます。

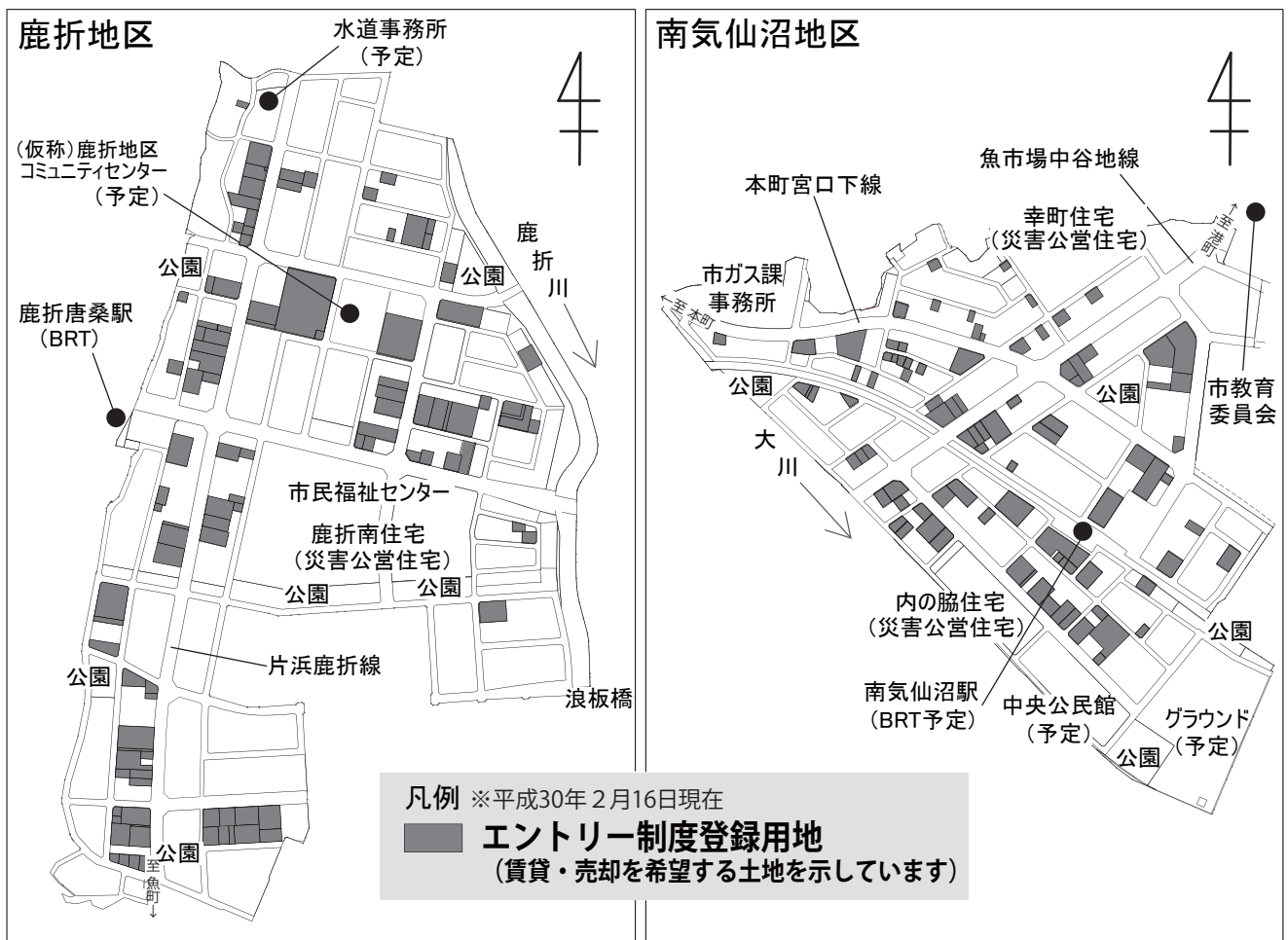
なお、制度の詳細はお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

### 【申し込み・問い合わせ先】

独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）

気仙沼復興支援事務所（東新城 3-10-3）☎ 21-5253

QRコード▶  
エントリー制度の紹介  
ページにジャンプします



※この制度は、土地所有者と、土地をお探しの方との間での契約となります。UR都市機構は契約条件などの助言や契約に関するあっせんなどを行いません。

※魚町・南町地区土地区画整理事業区域内の土地利用については、内湾JV（☎22-7701）へお問い合わせください。



## ✓ BRTについてのお知らせ



※BRT…バス高速輸送システム

■問い合わせ先／総合交通政策室  
☎ 22-6600 内線 319

### 🚌 JR大船渡線BRTのダイヤ改正

陸前高田市市内の駅新設や運行ルートの変更・速達便の設定などにより、4月1日にダイヤ改正を実施します。

詳細な内容はお問い合わせください。

※時刻表は、JR気仙沼駅、JR本吉駅、市本庁舎、各総合支所・出張所、各公民館で配布しています。

### 🚌 アプリ「BRTネット」終了のお知らせ

アプリ「BRTネット」は3月31日をもってサービスを終了します。

BRTの運行情報・時刻表については、4月1日から「どこトレ」にてお知らせいたします。

詳細な内容はお問い合わせください。



「どこトレ」ホームページ  
<https://doko-train.jp/>



### 🚌 BRT小金沢駅への待合室・上屋の設置

気仙沼線BRTの小金沢駅に待合室と上屋を設置します。3月末に上屋を設置し、その後に待合室などを使用開始します。

- ・下り側（気仙沼方面）：待合室、上屋など
- ・上り側（柳津・前谷地方面）：上屋



▲ 待合室・上屋の例（松岩駅）

## 気仙沼司法書士相談センター

### ✓ 無料法律相談会を開催しています

気仙沼司法書士相談センターでは、司法書士による無料の相続登記・法律相談を受け付けています。

お気軽にご相談ください。

- 面接相談開催日時／毎週水・土曜日（祝日を除く）
- 対象／どなたでも相談できます。
- 相談開場／気仙沼司法書士相談センター（田谷8-1）
- 予約／当日の申し込みも可能ですが、予約の方が優先となります。

■予約・問い合わせ先／  
気仙沼司法書士相談センター  
☎ 29-6760

【予約受付時間】  
午前9時から午後5時  
（土日祝日は除く）

